

研究活動における不正行為防止に係る責任体制について

姫路獨協大学は、研究活動における不正行為防止に対するための責任者の権限と責任の範囲を明確にし公表します。

最高管理責任者	学 長
(姫路獨協大学における研究者の不正行為防止に関する規程 第3条) ・ 大学全体を統括し、研究者の不正行為防止について最終責任を負う。 ・ 最高管理責任者は、不正行為防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、統括管理責任者が研究活動を管理できるよう努める。	
統括管理責任者	副学長、事務局長
(同上規程 第4条) 最高管理責任者を補佐し、研究者の不正行為防止について本学全体を実質的に統括する。	
研究倫理教育責任者	各学部長等、研究科長
(同上規程 第5条) ・ 研究倫理教育責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。 ・ 研究倫理教育責任者は、研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう、適切な支援・助言等を行う。	
人間社会学群長 医療保健学部長 薬学部長 看護学部長	経済情報研究科長